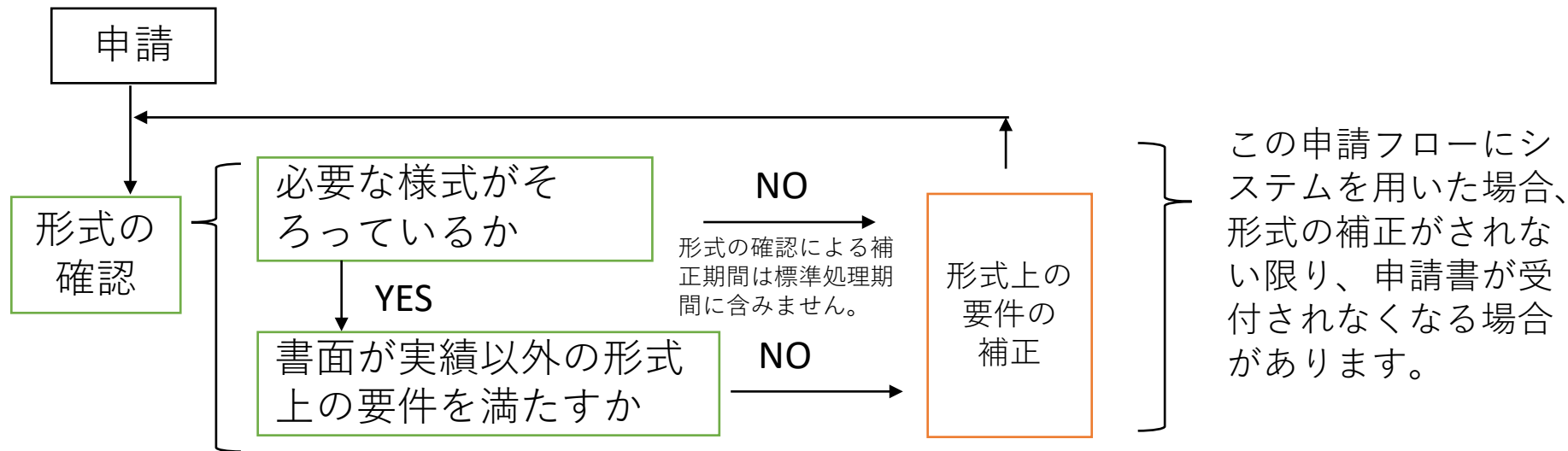


登録申請のシステム化の予定について（令和8年度以降）

現在、内閣府では、被災者援護協力団体登録制度のシステムによる受付・データベースの管理を検討しております（令和8年度以降運用予定）。令和7年度中に申請いただいた情報も、システム完成後、内閣府においてシステムに取り込んで処理します。そのため、手書きの申請書になっているなどで、システムで対応できない項目は、ご面倒でも修正をいただくことがございます。

（※）令和7年度中は、申請いただいた内容を、内閣府においてエクセルの「受付簿」に手作業で入力作業をいたします。この「受付簿」はシステムに読み込ませますので、手書きの情報や（一見テキストに見えるが）画像化されている情報は、各セルに入力できない・入力ミスが生じます。所定のワードの様式を用いて申請書を記入いただき、申請段階でPDFにされたとしても、もののワードファイルは保管してください。



受付業務やシステムの運用は、内閣府から民間事業者へ委託する場合がありますが、被災者援護協力団体の登録制度は法定事務であり、受注者は申請書の法的解釈をできる立場にありません。委託する範囲は、申請書の形式要件の確認のため、記載事項や添付資料に抜けや漏れがないかを確認して、発注者である内閣府に報告することです。したがって、受注者から申請者に対して行政指導することはありません（研修のご案内等の事務的な連絡をすることはあっても、申請書の補正作業をお願いすることはありません）。

令和7年8月19日時点